

令和5年2月22日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和5年第1回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度杵築市一般会計予算	－ 予算書 1 ページ －
議案第 2 号	令和 5 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 1 ページ －
議案第 3 号	令和 5 年度杵築市国民健康保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 5 ページ －
議案第 4 号	令和 5 年度杵築市後期高齢者医療特別会計予算	－ 特別会計予算書 9 ページ －
議案第 5 号	令和 5 年度杵築市介護保険特別会計予算	－ 特別会計予算書 13 ページ －
議案第 6 号	令和 5 年度杵築市農業集落排水事業特別会計予算	－ 特別会計予算書 17 ページ －
議案第 7 号	令和 5 年度杵築市水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 1 ページ －
議案第 8 号	令和 5 年度杵築市工業用水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 3 ページ －
議案第 9 号	令和 5 年度杵築市下水道事業会計予算	－ 公営企業会計予算書 5 ページ －

- 議案第10号 令和5年度杵築市立山香病院事業会計予算
－ 公 営 企 業 会 計 予 算 書 7 ペ ー ジ ー
- 議案第11号 令和4年度杵築市一般会計補正予算（第13号）
－ 補 正 予 算 書 1 ペ ー ジ ー
- 議案第12号 令和4年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正
予算（第3号）
－ 補 正 予 算 書 11 ペ ー ジ ー
- 議案第13号 令和4年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（
第2号）
－ 補 正 予 算 書 17 ペ ー ジ ー
- 議案第14号 令和4年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）
－ 補 正 予 算 書 21 ペ ー ジ ー
- 議案第15号 令和4年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第2
号）
－ 補 正 予 算 書 25 ペ ー ジ ー
- 議案第16号 令和4年度杵築市下水道事業会計補正予算（第3号
）
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ ー
- 議案第17号 令和4年度杵築市立山香病院事業会計補正予算（第
5号）
－ 補 正 予 算 書 31 ペ ー ジ ー
- 議案第18号 市議会議員の附属機関等委員への選任廃止に伴う関
係条例の整備について
－ 議 案 書 6 ペ ー ジ ー

- 議案第 19 号 杵築市個人情報保護法施行条例の制定について
－ 議案書 9 ページ －
- 議案第 20 号 杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
－ 議案書 16 ページ －
- 議案第 21 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
－ 議案書 18 ページ －
- 議案第 22 号 ふるさと杵築応援基金条例の一部改正について
－ 議案書 20 ページ －
- 議案第 23 号 杵築市立大田こども園条例及び杵築市子ども・子育て会議条例の一部改正について
－ 議案書 22 ページ －
- 議案第 24 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 24 ページ －
- 議案第 25 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 28 ページ －
- 議案第 26 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正について
－ 議案書 32 ページ －

議案第 27 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

－ 議案書 34 ページ －

議案第 28 号 杵築市国民健康保険条例の一部改正について

－ 議案書 38 ページ －

議案第 29 号 杵築市企業立地促進条例の一部改正について

－ 議案書 40 ページ －

議案第 30 号 杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について

－ 議案書 42 ページ －

議案第 31 号 市道の路線廃止及び路線認定について

－ 議案書 44 ページ －

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度杵築市一般会計補正予算 (第 12 号)
)

－ 議案書 56 ページ －

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例)

－ 議案書 57 ページ －

報告第 3 号 専決処分の報告について

－ 議案書 60 ページ －

報告第 4 号 専決処分の報告について

－ 議案書 63 ページ －

報告第 5 号	専決処分の報告について	－ 議案書 66 ページ －
報告第 6 号	専決処分の報告について	－ 議案書 69 ページ －
報告第 7 号	専決処分の報告について	－ 議案書 72 ページ －
報告第 8 号	専決処分の報告について	－ 議案書 75 ページ －
報告第 9 号	専決処分の報告について	－ 議案書 78 ページ －
報告第 10 号	専決処分の報告について	－ 議案書 81 ページ －

議案第 18 号

市議会議員の附属機関等委員への選任廃止に伴う関係条例の整備について

市議会議員の附属機関等委員への選任廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

市議会議員の附属機関等委員への選任廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(杵築市総合計画審議会条例の一部改正)

第1条 杵築市総合計画審議会条例（平成18年杵築市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

(杵築市青少年問題協議会条例の一部改正)

第2条 杵築市青少年問題協議会条例（平成17年杵築市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 学識経験者

第3条第2項第3号を削る。

(杵築市廃棄物減量等推進審議会条例の一部改正)

第3条 杵築市廃棄物減量等推進審議会条例（平成17年杵築市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20人」を「15人」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 清掃事業者 3人以内

(2) 区長 3人以内

第3条第2項に次の1号を加える。

(5) その他市長が認めるもの 3人以内

(杵築市防災会議条例の一部改正)

第4条 杵築市防災会議条例（平成17年杵築市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(杵築市上下水道事業審議会条例の一部改正)

第5条 杵築市上下水道事業審議会条例（平成18年杵築市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月26日から施行する。

議案第19号

杵築市個人情報保護法施行条例の制定について

杵築市個人情報保護法施行条例を次のように定める。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、杵築市情報公開条例（平成17年杵築市条例第13号）第7条第2号ウに掲げる情報のうち、公務員の氏名に係る部分とする。ただし、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は法第78条第1項第1号若しくは第3号から第7号までに該当する場合にあっては、この限りでない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料は、徴収しない。ただし、法第87条第1項の規定により写しの交付等（同項に規定する方法（閲覧を除く。）による保有個人情報の開示をいう。）を受ける者は、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補

正を求める場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定に関わらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定に関わらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、市の機関等は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等する期限
- (杵築市情報公開・個人情報保護審議会)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求を審議するために、杵築市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について、必要な事項は、規則で定める。

(審議会の調査権限)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示等の決定に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件について、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(調査審議手続の非公開)

第9条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(法第129条の規定による審議会への諮問)

第10条 市の機関等は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適切な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を

定めようとする場合

(2) 前号の場合のほか、市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第7条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 杵築市個人情報保護条例（平成17年杵築市条例第14号）。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個

個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事した者又は指定管理者において公の施設の管理の業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。

）前に旧条例第14条、第23条又は第26条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有していた旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前

の例による。

(杵築市立山香工房(夢楽房)条例等の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「杵築市個人情報保護条例(平成17年杵築市条例第14号)第12条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条」に改める。

- (1) 杵築市立山香工房(夢楽房)条例(平成17年杵築市条例第201号)第13条
- (2) 杵築市スポーツ施設条例(平成17年杵築市条例第215号)第17条
- (3) 杵築市B&G海洋センター条例(平成17年杵築市条例第216号)第19条

議案第20号

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市職員の給与の特例に関する条例（平成25年杵築市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」に改め、「職員（」の次に「適用を受ける職員の区分が定年前再任用短時間勤務職員である職員を除く。」を加え、同項第1号中「100分の8」を「100分の1.7」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） 職務の級が6級である者 100分の1.7

第1条第1項第3号を削り、同項第4号中「100分の3.3」を「100分の1.7」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「100分の3」を「100分の1.7」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「100分の1.2」を「100分の1.0」に改め、同号を同項第5号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第2条及び第3条中「第1条第3項」を「第1条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（7） 動物死骸処理業務に従事する職員の特殊勤務手当
第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（動物死骸処理業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第9条 動物死骸処理業務に従事する職員の特殊勤務手当は、動物の死骸処理業務に従事した職員に対し、1体につき300円を支給する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 22 号

ふるさと杵築応援基金条例の一部改正について

ふるさと杵築応援基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

ふるさと杵築応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさと杵築応援基金条例（平成20年杵築市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附金」の次に「（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金をいう。）及びまち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附として受けた寄附金をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

杵築市立大田こども園条例及び杵築市子ども・子育て会議条例の一部改正について

杵築市立大田こども園条例及び杵築市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市立大田こども園条例及び杵築市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(杵築市立大田こども園条例の一部改正)

第1条 杵築市立大田こども園条例（平成27年杵築市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第12条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(杵築市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 杵築市子ども・子育て会議条例（平成25年杵築市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 24 号

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成26年厚生労働省令第63号）」を加える。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第1号中「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（）」の次に「平成29年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号。」を加え、同項第3号中「幼稚園教育要領（）」の次に

「平成29年文部科学省告示第62号。」を加え、「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3

号」を「同条第3号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 26 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部改正について

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成26年杵築市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第3条第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（利用者負担額の特例）

- 2 第3条第2号の規定による利用者負担額は、当分の間、0円とする。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前において実施された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 27 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第1条中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の次に「（平成26年厚生労働省令第61号）」を加える。

第6条第1項中「次条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 28 号

杵築市国民健康保険条例の一部改正について

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険条例（平成17年杵築市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る杵築市国民健康保険条例第3条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 29 号

杵築市企業立地促進条例の一部改正について

杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市企業立地促進条例の一部を改正する条例

杵築市企業立地促進条例（平成23年杵築市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（杵築市税特別措置条例の一部改正）
- 2 杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項及び第2項中「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

議案第30号

杵築市山香温泉風の郷の指定管理者の指定について

次のとおり杵築市山香温泉風の郷の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
杵築市山香温泉風の郷
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般社団法人やまが地域創生機構
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市山香町大字内河野 2 5 1 0 番地 1
- 4 指定の期間
令和 5 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 31 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
猪尾年田線	3,728.3	2.7 ~ 18.7	杵築市大字猪尾字中道 433 番 1 地先 杵築市大字熊野字殿畑 3899 番 2 地先	
石仏 1 号線	1,032.8	1.3 ~ 5.7	杵築市山香町大字広瀬字石仏 1334 番 19 地先 杵築市山香町大字広瀬字大丸 1255 番 地先	
野添線	423.6	3.4 ~ 7.5	杵築市大字八坂字小長田 1794 番 4 地先 杵築市大字相原字三弘法 1367 番 2 地先	

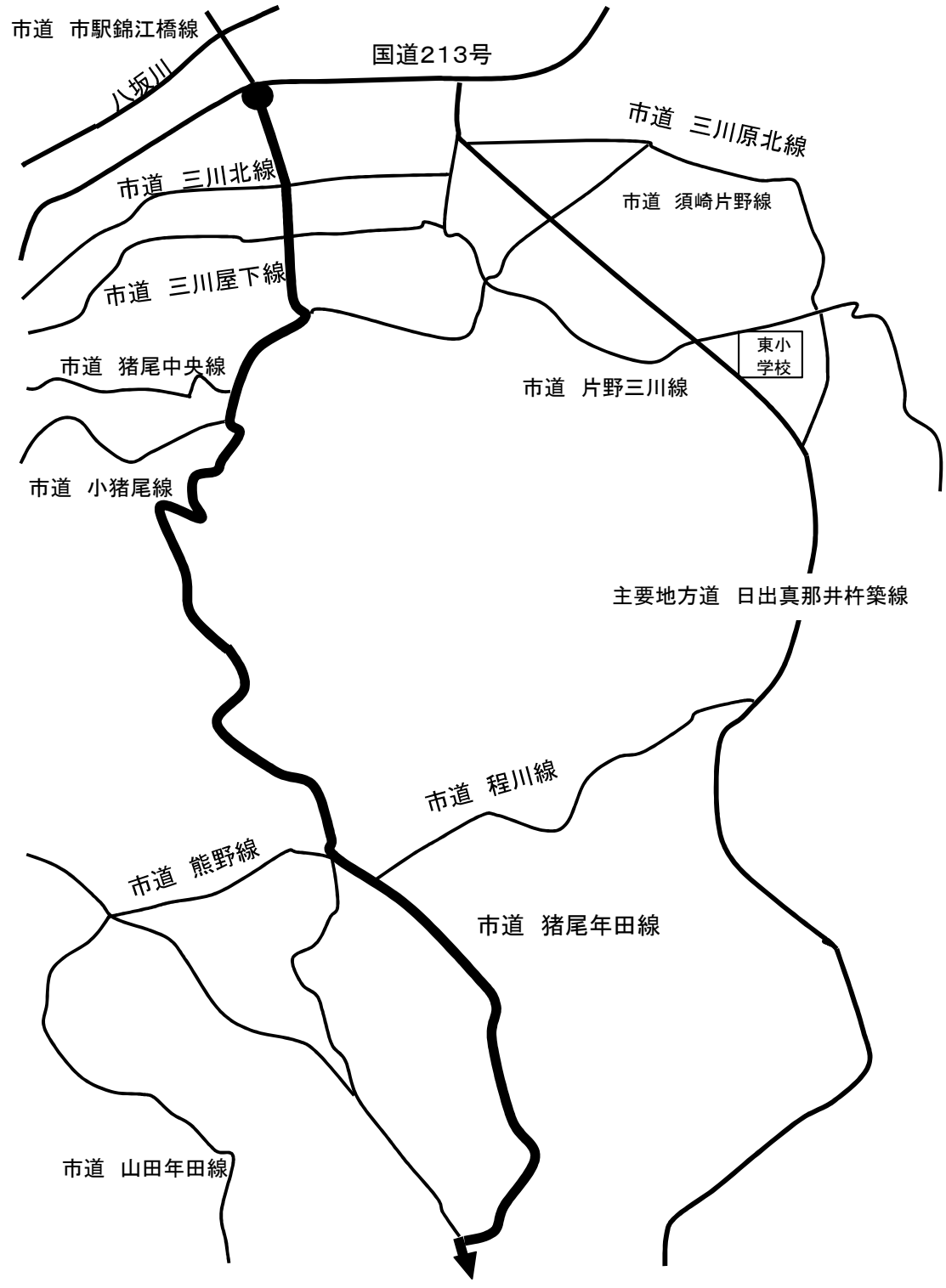
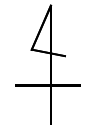
2 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
乙王前 1 号線	120.0	2.4 ~ 11.0	杵築市大字溝井字乙王 1327 番 3 地先 杵築市大字溝井字乙王 1304 番 地先	
市場渡 1 号線	200.0	3.8 ~ 11.0	杵築市大田俣水字平ノ下 3380 番 1 地先 杵築市大田俣水字平ノ下 3383 番 2 地先	
猪尾年田 1 号線	1,064.0	3.5 ~ 18.7	杵築市大字猪尾字中道 433 番 1 地先 杵築市大字猪尾字谷迫 2056 番 1 地先	
猪尾年田 2 号線	1,463.2	2.7 ~ 10.4	杵築市大字熊野字新山 3608 番 12 地先 杵築市大字熊野字殿畑 3899 番 2 地先	
石仏 1 号線	1,000.0	5.0 ~ 10.2	杵築市山香町大字広瀬字石仏 1300 番 1 地先 杵築市山香町大字広瀬字大丸 1277 番 1 地先	
石仏山中線	220.0	5.0 ~ 8.0	杵築市山香町大字広瀬字大丸 1277 番 2 地先 杵築市大字八坂字田向 330 番 2 地先	
野添線	168.0	3.4 ~ 7.5	杵築市大字八坂字小長田 1794 番 4 地先 杵築市大字八坂字小長田 1805 番 2 地先	

廃止

いのおとしだせん
猪尾年田線

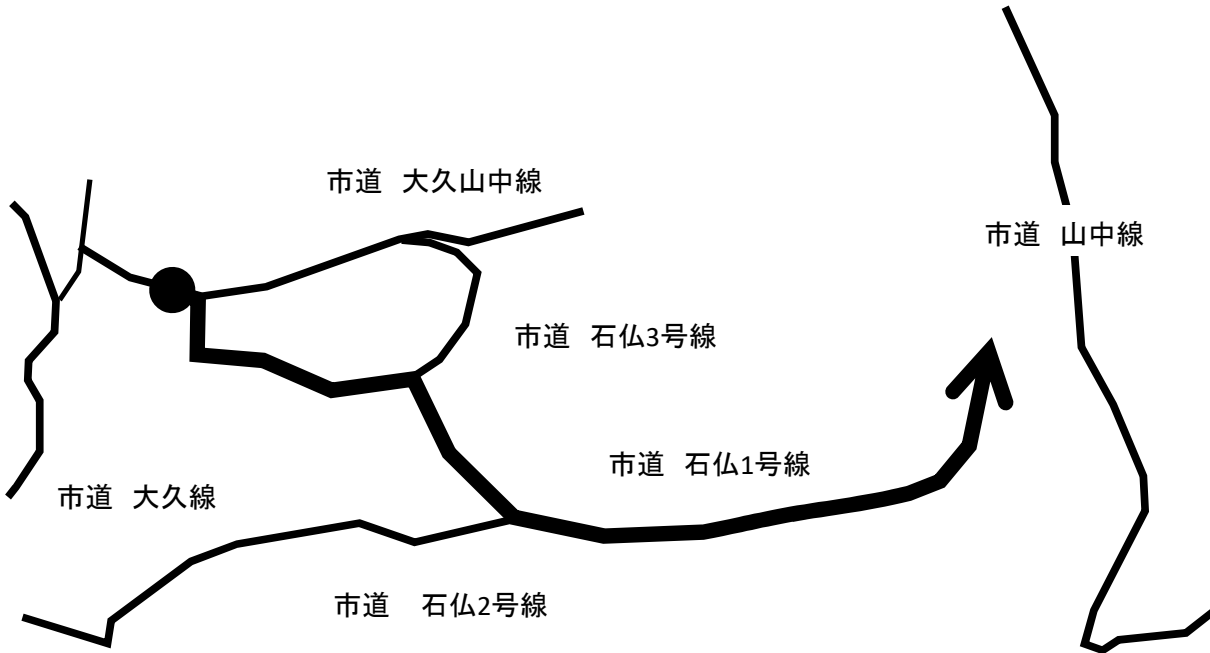
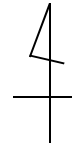
L = 3,728.3m
W = 2.7m ~ 18.7m



廃止

いしぼとけいちごうせん
石仏1号線

L = 1,032.8m
W = 1.3m ~ 5.7m

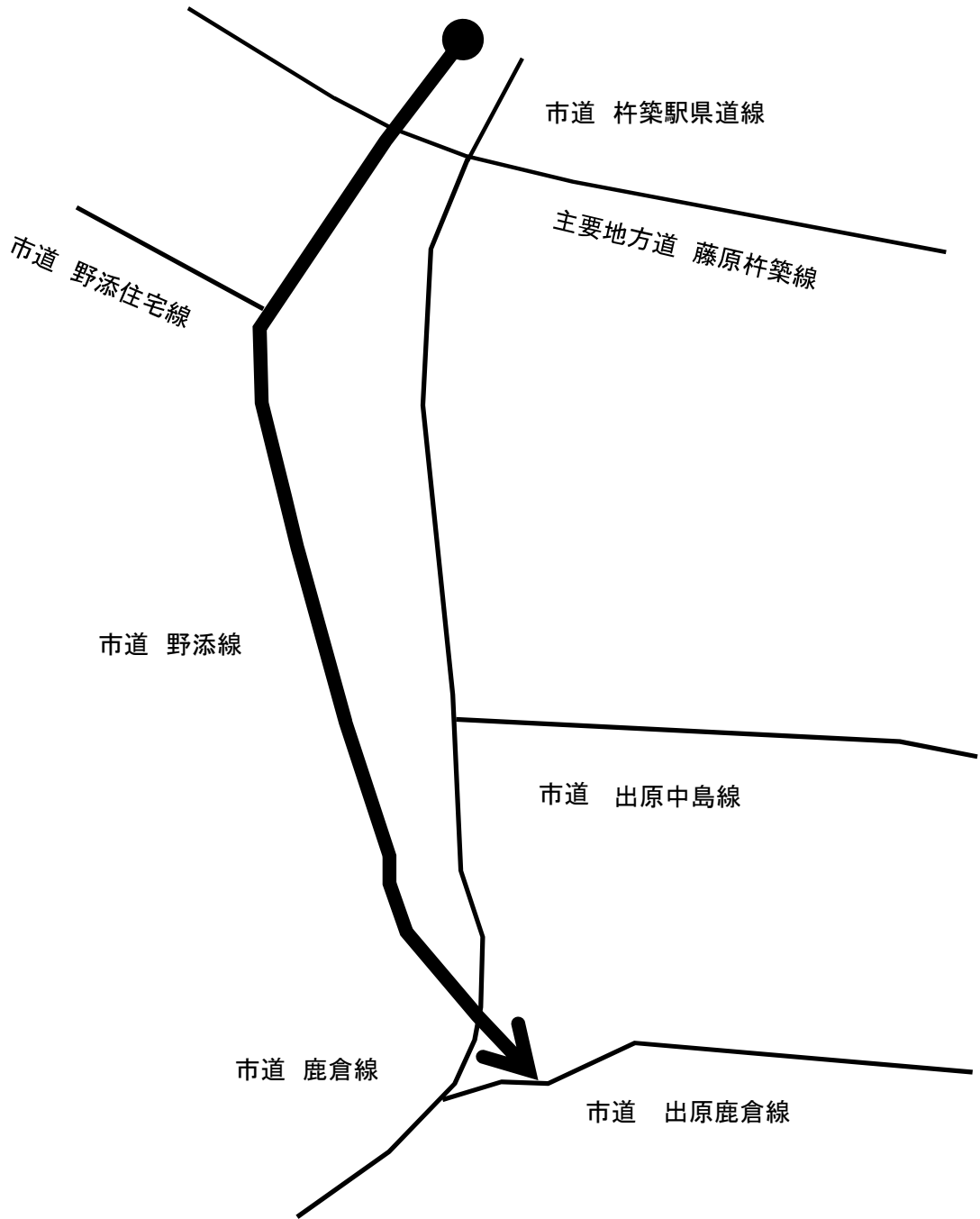
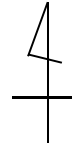


廃止

のぞえせん

野添線

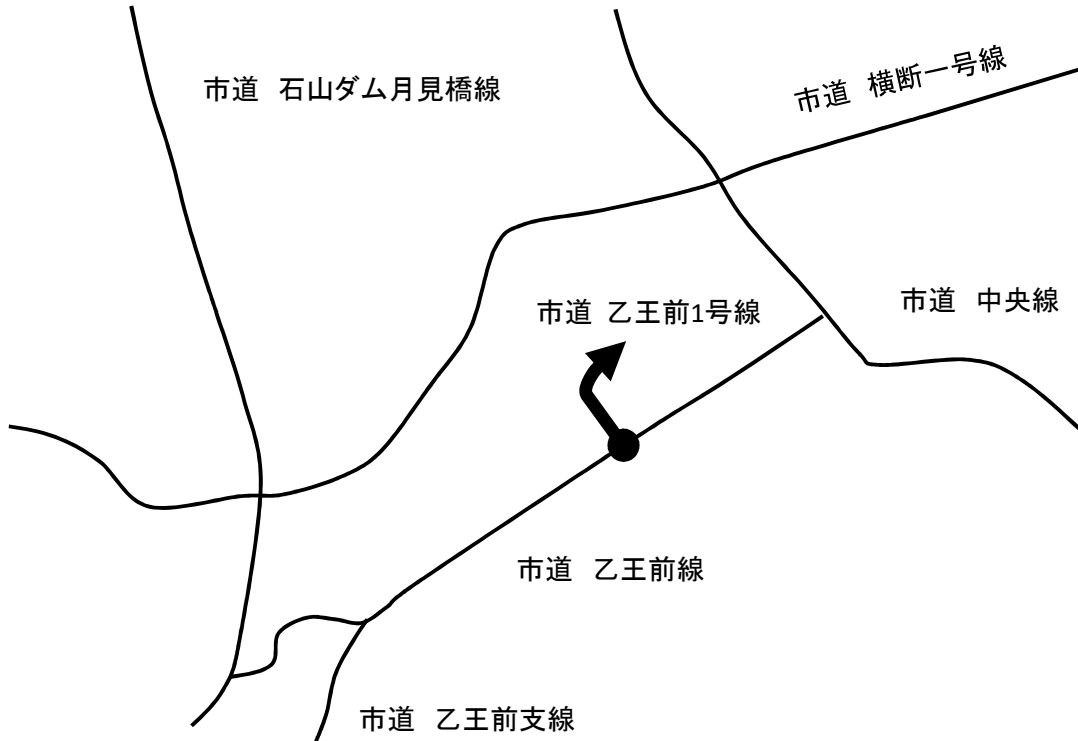
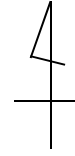
L = 423.6m
W = 3.4m ~ 7.5m



認定

おとうまえいちごうせん
乙王前1号線

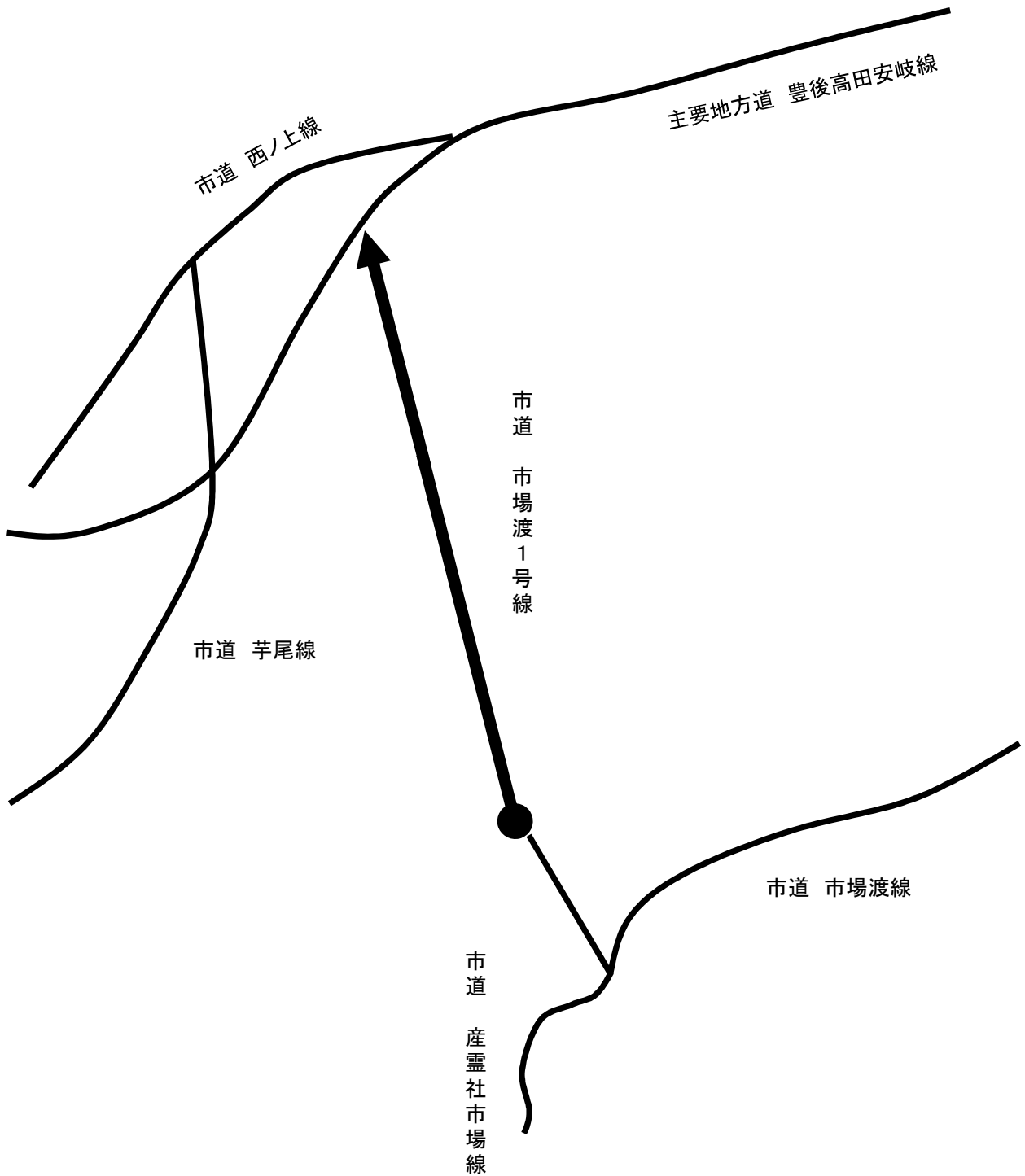
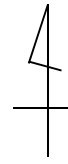
L = 120.0m
W = 2.4m ~ 11.0m



認定

いちばわたりいちごうせん
市場渡1号線

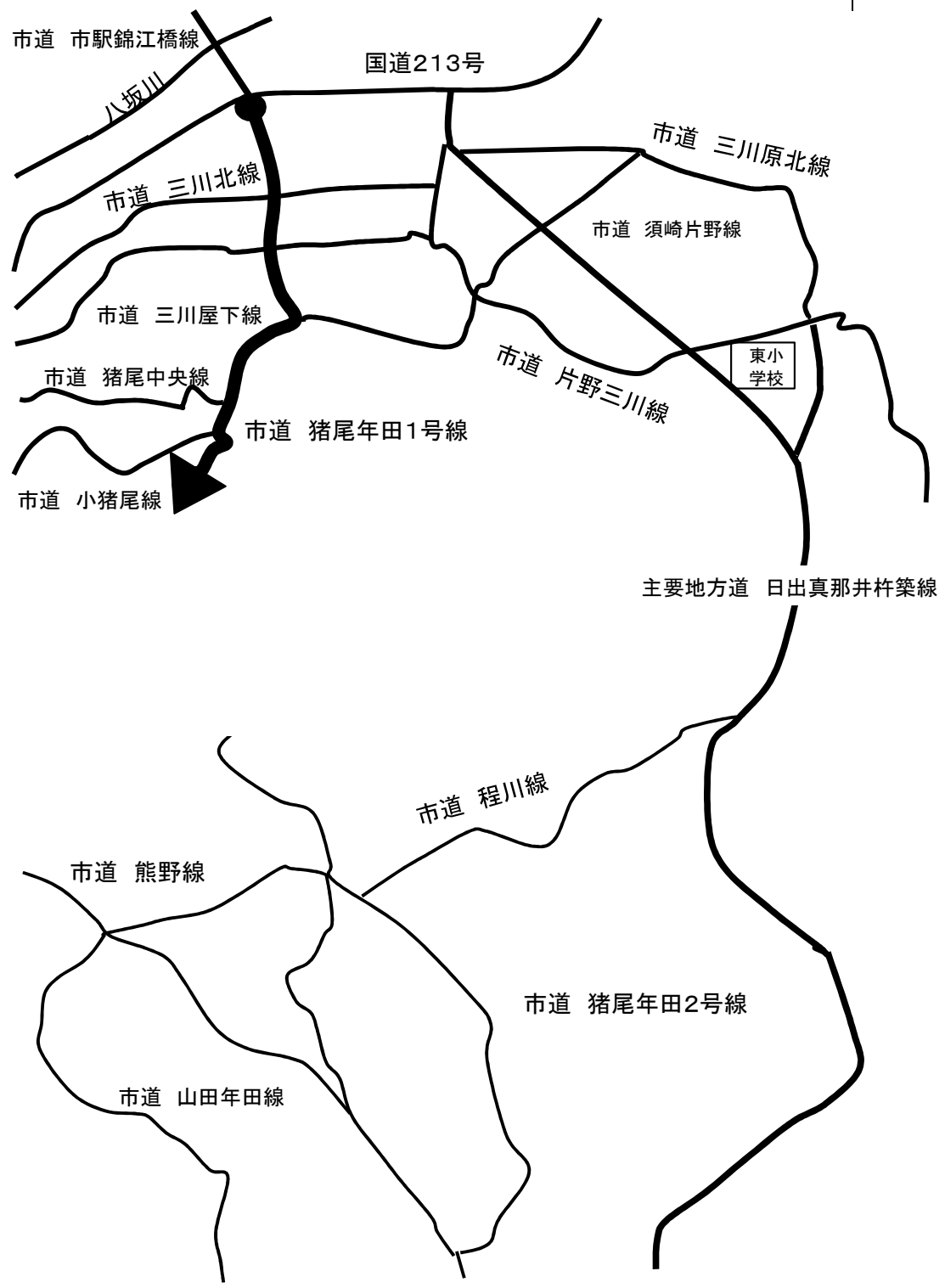
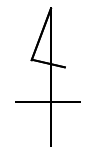
L = 200.0m
W = 3.8m ~ 11.0m



認定

いのおとしだいちごうせん
猪尾年田1号線

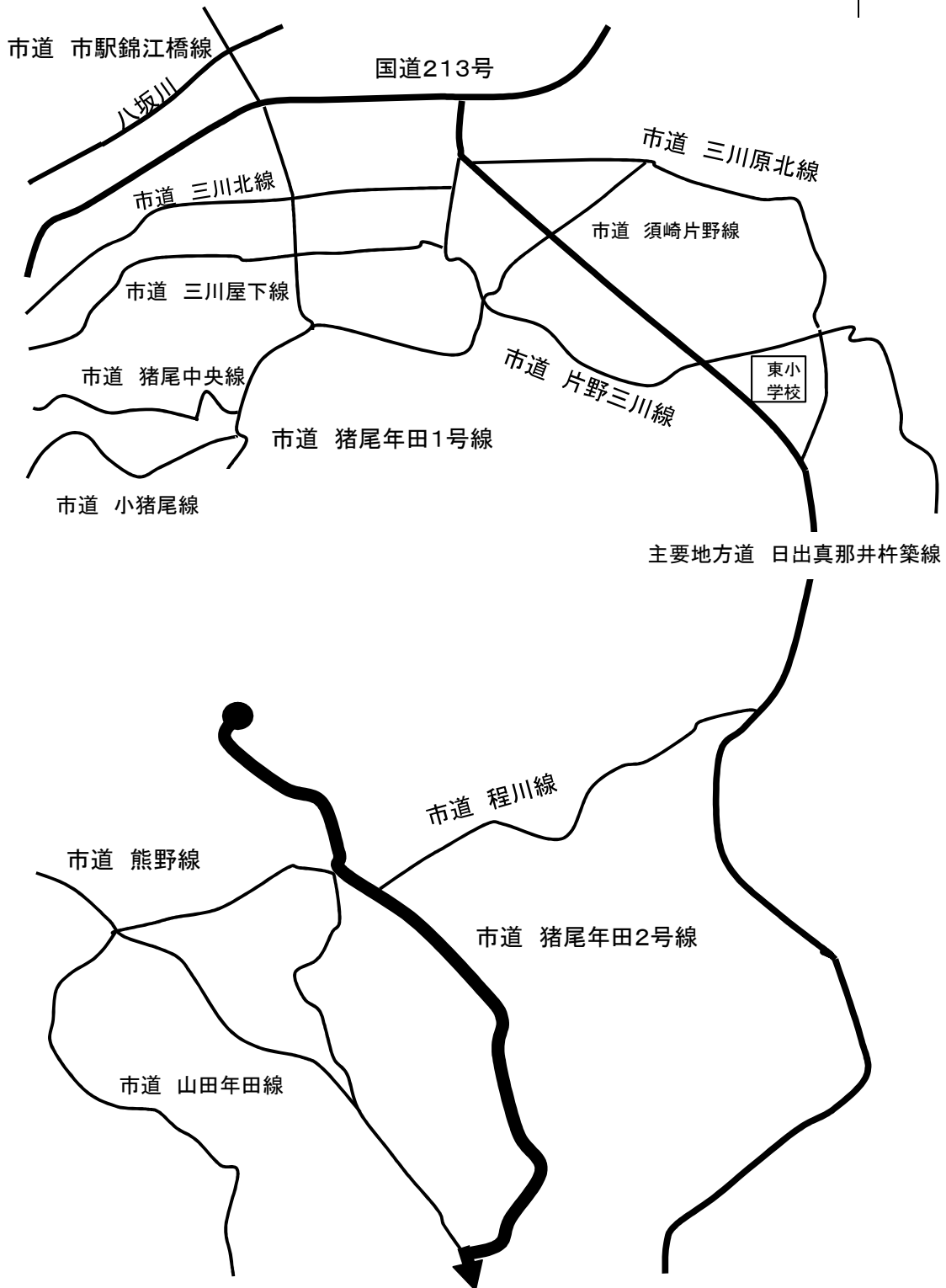
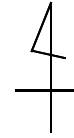
L = 1,064.0m
W = 3.5m ~ 18.7m



認定

いのおとしだにごうせん
猪尾年田2号線

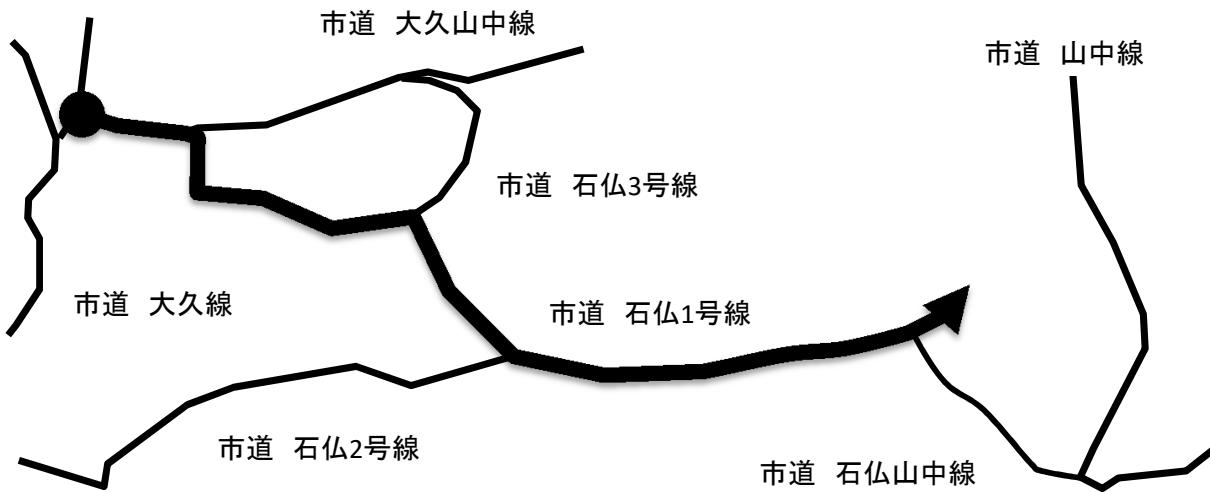
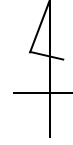
L = 1,463.2m
W = 2.7m ~ 10.4m



認定

いしぼとけいちごうせん
石仏1号線

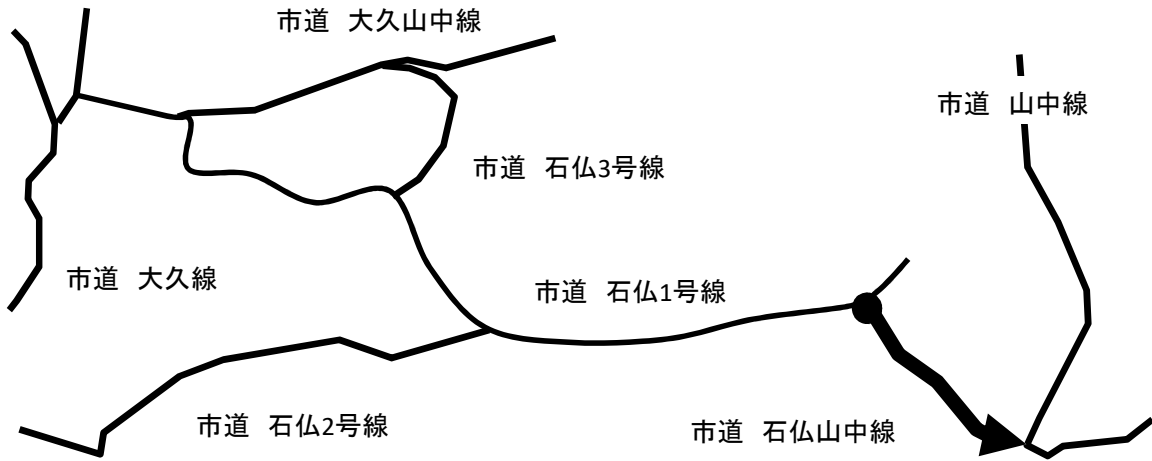
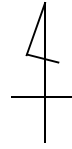
L = 1,000.0m
W = 5.0m ~ 10.2m



認定

いしぼとけやまなかせん
石仏山中線

L = 220.0m
W = 5.0m ~ 8.0m



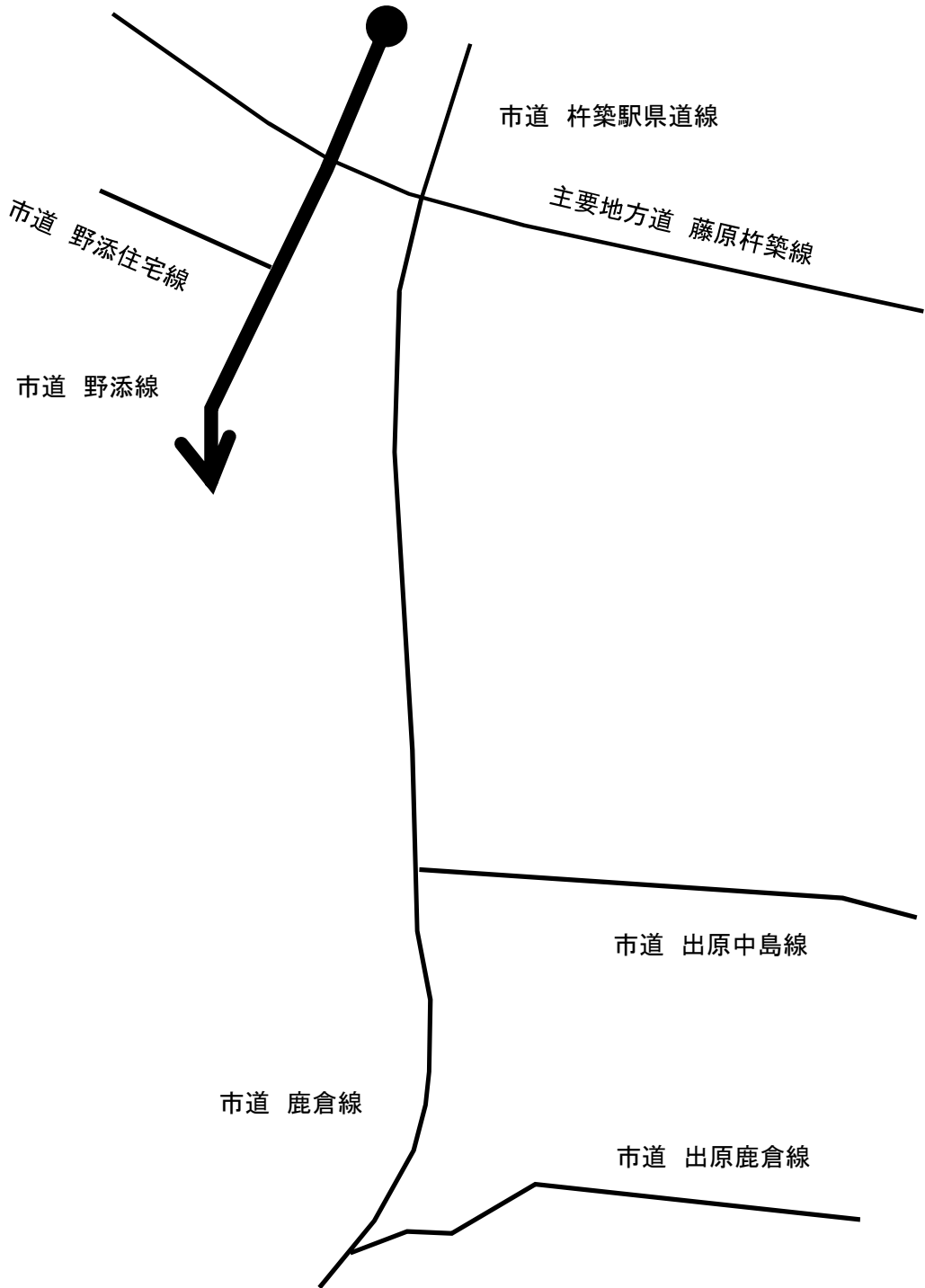
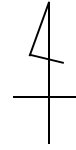
認定

のぞえせん

野添線

L = 168.0m

W = 3.4m ~ 7.5m



報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 4 年度杵築市一般会計補正予算（第 12 号）・・・別冊

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月6日

杵築市長 永 松 悟

杵築市水道事業給水条例の一部を改正する条例

杵築市水道事業給水条例（平成17年杵築市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第23条中「算定した額」の次に「の合計に消費税等相当額を加えた額」を加える。

附 則

この条例は、令和5年1月20日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務及び杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型短期集中予防サービス」委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ■■■■■■■■
 氏名 ■■■■■■■■■■
 ■■■■■■■■■■

- 2 損害賠償の額 1, 500円

- 3 事件の概要

令和3年4月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務及び杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型短期集中予防サービス」

委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年12月28日の支払となる。

このため、当該請求額40,500円に対する損害賠償の額（遅延利息）を支払う。

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専決処分書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

杵築市長 永松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■
- 2 損害賠償の額 3, 100円

3 事件の概要

令和3年5月分から令和4年3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年12月28日の支払となる。

このため、当該請求額145,500円に対する損害賠償

の額（遅延利息）を支払う。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた介護予防ケアマネジメント委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■
■■■■■ ■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額 15,000円

3 事件の概要

令和3年4月分から令和4年3月分の介護予防ケアマネジメント委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年12月28日の支払となる。

このため、当該請求額 616,440 円に対する損害賠償の額（遅延利息）を支払う。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた介護予防ケアマネジメント委託業務及び杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■
- 氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 2 損害賠償の額 1, 500円

3 事件の概要

令和3年4月分及び5月分の介護予防ケアマネジメント委託業務並びに令和4年3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年

12月28日の支払となる。

このため、当該請求額94,360円に対する損害賠償の額（遅延利息）を支払う。

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専決処分書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月20日

杵築市長 永松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務及び杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型短期集中予防サービス」委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 2 損害賠償の額 5, 200円
- 3 事件の概要

令和4年2月分及び3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務及び杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「訪問型短期集中予防

サービス」委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年12月28日の支払となる。

このため、当該請求額325,000円に対する損害賠償の額（遅延利息）を支払う。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
- 2 損害賠償の額 1, 300円

3 事件の概要

令和4年3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年6月24日の支払となった。

このため、当該請求額459,000円に対する損害賠償

の額（遅延利息）を支払う。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専 決 処 分 書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

杵築市長 永 松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■■■■■■
氏名 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額 1, 200円

3 事件の概要

令和4年2月分及び3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業「通所型短期集中予防サービス」委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和5年1月13日の支払となった。

このため、当該請求額68,000円に対する損害賠償の

額（遅延利息）を支払う。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月22日提出

杵築市長 永 松 悟

専決処分書

支払遅延に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月18日

杵築市長 永松 悟

記

市は、相手方に与えた杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務の委託料の未払に起因する損害賠償の額（遅延利息）を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ■■■■
 氏名 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■
 ■■■■■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額 100円

3 事件の概要

令和4年3月分の杵築市介護予防・日常生活支援総合事業配食サービス委託業務に係る支払について、事務手続きの遅延により令和3年度内に支払ができず、令和4年6月17日の支払となった。

このため、当該請求額49,800円に対する損害賠償の

額（遅延利息）を支払う。

